

電子契約の導入について

さいたま市水道局では、管財課で契約事務を行う契約案件の一部について、令和8年10月1日から立会人型電子契約を導入しています。

1. 対象となる契約

水道局管財課で契約事務を行う以下の当初契約案件のうち、入札公告等に電子契約の対象であることが記載されている案件

建設工事	一般競争入札案件
建設工事に伴う業務委託	競争入札案件（指名競争入札を含む）
物品購入	一般競争入札案件（単価契約を除く）
建設工事に伴わない業務委託	一般競争入札案件

※いずれも当初契約に限る

2. 利用する電子契約サービス

弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」

3. 電子契約の利用手続き

電子契約を希望する場合は、落札者または落札候補者となった際に、管財課宛に「立会人型電子契約メールアドレス確認書」をメールで提出してください。

管財課メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

メールの件名は、メールアドレス確認書＋契約整理番号＋（業者名）としてください。

例：「メールアドレス確認書 OOOOOOOOOO（業者名）」

4. 電子契約に係る手続きの流れ

電子契約に係る手続きの流れについては、別紙をご参照ください。

また、さいたま市ホームページに手続きの詳細を掲載しております。

URL: <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/001/p134500.html>

【問い合わせ先】

さいたま市水道局 業務部 管財課 契約係

電話 048-714-3080

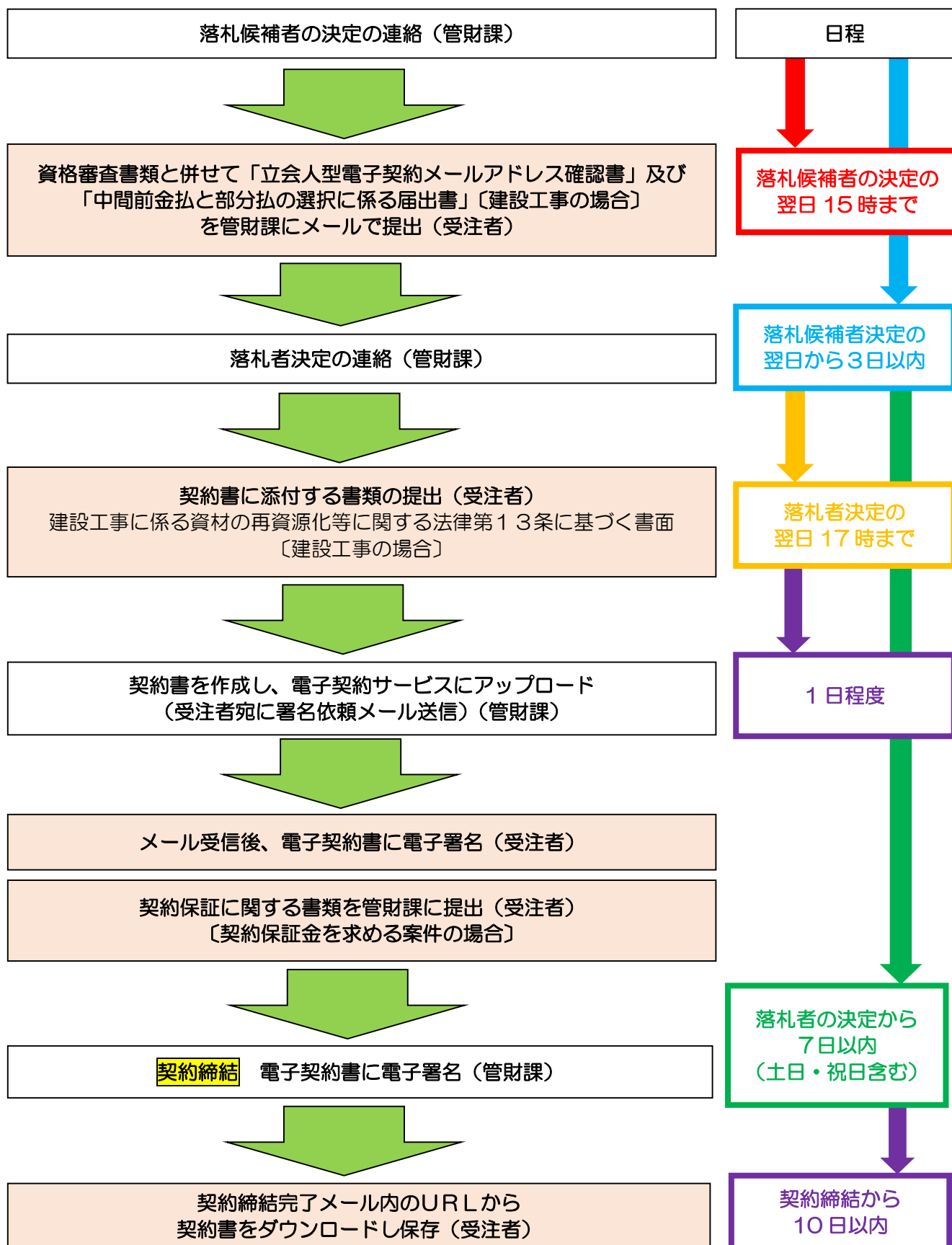
FAX 048-832-3336

メール keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

電子契約に係る手続きの流れ（一般的な例）

別紙

1. 事後審査型一般競争入札の場合



2. 指名競争入札の場合

